

令和 4 年第 3 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 13）



# 目 次

|                                 | 頁 |
|---------------------------------|---|
| 議案第 92 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例…………… | 3 |



令和4年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年8月23日

堺市長 永藤英機

議案第 92 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例



## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第34条第1号中「第5項」を「第7項」に改める。

第34条の5の次に次の1条を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料）

第34条の6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

（1）法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定又は法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新に係る認定申請手数料

ア 法第91条のマンション管理適正化推進センターが法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合すると認めた管理計画に係る認定

当該管理計画に係る長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「省令」という。）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この条において同じ。）の数が1である場合にあつては6,500円、2以上である場合にあつては6,500円に1を超

イ その他の管理計画に係る認定

える長期修繕計画の数  
に2, 800円を乗じ  
て得た額を加算した額  
当該管理計画に係る長  
期修繕計画の数が1で  
ある場合にあつては3  
0, 400円、2以上  
である場合にあつては  
30, 400円に1を  
超える長期修繕計画の  
数に17, 100円を  
乗じて得た額を加算し  
た額

(2) 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定に係る認定申請手数料

ア 当該管理計画に係る規約（省令第1条の2第1項第1号に規定する規約をいう。

以下この号において同じ。）を変更する場合における認定 変更する規約の数が1  
である場合にあつては  
4, 700円、2以上  
である場合にあつては  
4, 700円に1を超  
える規約の数に2, 8  
00円を乗じて得た額  
を加算した額

イ 当該管理計画に係る長期修繕計画を変更する場合における認定

変更する長期修繕計画  
の数が1である場合に  
あつては10, 600  
円、2以上である場合  
にあつては10, 60  
0円に1を超える長期  
修繕計画の数に5, 3



〇〇円を乗じて得た額

を加算した額

第40条第1項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項、第5条の6第1項又は第5条の7第1項の規定に基づく認定に係る証明手数料

1件 200円

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、同法に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定に関する事務に係る手数料を定めることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の一部改正に伴い、同法に基づく管理計画の認定に関する事務に係る手数料を定めることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和4年10月1日から施行するものであること。

**令和 4 年第 3 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その 13）**

---

令和 4 年 8 月 発 行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
Tel 072-233-1101  
U R L <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-22-0075

